

～ 令和8年度の指導監査について（変更点等） ～

令和8年度の指導監査について、実施方針や実施方法等、令和7年度から大きな変更はございませんが、施設の運営に係る基準等について、以下のとおり一部変更等があり、今後の指導監査においても確認しますので、施設等運営の際の参考にしてください。

I 社会福祉法及び施設の設備・運営基準条例等で改正があった主な項目（※指導監査に係る部分）

1. 社会福祉法人に関する申請（届出）について ※令和8年4月1日より変更

- ・社会福祉法人の設立認可・定款変更等に関する申請（届出）の提出先が、指導監査課法人・施設指導係となります。

2. 児童福祉施設等 ※令和7年12月改正

- ・鹿児島市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の改正

健康診断について、母子保健法に規定する健康診査の活用（健康診断結果の代用）が可能となりました。

活用にあたっては、令和8年度児童福祉等事務事業説明会資料（鹿児島市保育幼稚園課実施）をご参照いただき、取り扱いを順守していただくようお願いいたします。

II 令和7年度で経過措置が終了した項目

1. 障害者支援施設

地域移行等意向確認担当者の選任等（※令和8年4月1日より義務化）

- ・地域移行等意向確認等に関する指針の整備
- ・地域移行等意向確認担当者の選任
- ・地域移行等意向確認等の実施（6月に1回以上）
- ・地域移行等意向確認等の結果のサービス管理責任者及び施設障害福祉サービス計画作成に係る会議への報告

III 令和8年度時点で経過措置が継続している項目

1. 老人福祉施設（特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム）

(1) 協力医療機関との連携体制の構築（共通）

（以下、①義務化。ただし、特別養護老人ホーム、養護老人ホームは、**令和9年3月31日まで経過措置あり、②義務化、③努力義務**）

①協力医療機関の要件の新設

- ・入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること
- ・施設から診療の求めがあった場合に診療を行う体制を常時確保していること
- ・入所者の病状が急変し、入院が必要な場合に原則として受け入れる体制を確保していること（病院に限る。）※特養、養護のみ

※複数の医療機関を協力医療機関とすることで各要件を満たしても差し支えない。

②入所者の病状急変時の対応等についての協力医療機関と確認、及び上記①の対応等に係

る市長への届出（1年に1回以上）

③入所者が協力医療機関等に入院、退院した際の再入所の対応

(2) 介護現場の生産性の向上（特別養護老人ホーム：義務化 ※令和9年3月31日まで経過措置あり）

- ・入所者の安全及び介護サービスの質の確保並びに職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の定期的な開催

2. 児童福祉施設

(1) 3歳児の年齢別配置基準に係る経過措置期間の見直しについて（令和10年3月31日まで経過措置あり）

- ・保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の職員配置を15：1とすることについて、当分の間適用しないこととする経過措置を設けていたが、配置改善を一層進めるため、当該経過措置の期間を令和9年度末（令和10年3月31日）までとする。

(2) 幼保連携型認定こども園等の学級編制基準の引下げについて（令和14年3月31日まで経過措置あり）

- ・幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の学級編制基準を、原則35人以下から原則30人以下に引き下げる。

IV その他

1. 社会福祉施設等自主点検表 No.3 会計経理（施設会計）の様式変更について

- ・令和8年度より、会計経理（施設会計）の点検内容を、資金の繰入れや貸付け、弾力運用状況等を中心に点検する内容に変更する予定としています。準備ができましたら、本市ホームページに掲載しますので、ご確認ください。